

## [ 資料 2 ]

## パブリックコメントの内容と回答

## [ 1 ] 要領(案)に反映させたもの

個所	内容	回答	掲載頁
P.2 下から8行目	・「申請者と協議し、を行いつつ、」とあるが、何を行うのか	・「申請者と協議し、・・・・」のし、を削除	P.2 下から8行目
P.4	・図1をもっと詳しく	・図1を差しかえ	P.4
P.6 下から11行目	・「実証機関が監査を行う」とあるが、自身で監査するのは不適切だ	・誤解を招くおそれがあるので削除	P.6
P.9	・企業の技術尊重、機密保持を盛り込むべき	・P3の「検証を行い」のあとに「機密保持に配慮のうえ」をいれる	P.3
P.15 表6	・周辺の水質等の環境調査を行うべき	・表7：周辺環境実証項目と内容の中で項目を追加	P.16
P.17 表7および備考	・雑用水基準を適用するのは好ましくない	・雑用水基準の項目は生かし、基準値および備考は削除	P.24

## [ 2 ] 意見、要望に対する回答

個所	内容	回答
P.1	・山からのし尿搬出法も視野に入れるべき	・ここでは実証試験場所における処理技術に限定
P.1 P.6 P.9	・実証機関はどこに、何カ所設置されるのか ・技術実証委員会の任命と人数は	・全国で数カ所を想定している ・人数も含め実証機関が任命
P.1～2	・国が統一基準を決めて、試験の可否を判定する方がわかりやすい	・本事業は可否の試験でも、認証するものでもなく、実証するための試験
P.2 (2)の	・技術実証委員会の構成メンバーに自然環境保全の専門家を含めるべき	・様々な分野の有識者を含めることとしているが、メンバーは実証機関が選定
P.5	・実証機関がなかった場合の対処は	・国が適宜対処する
P.5	・近隣に実証機関がなかった場合、環境省からの要請はないか	・あくまで実証機関が判断するものであり、環境省から要請するものではない
P.5 11.の3	・「実証試験要領」(案)に委員が明記されていない。また、自然環境保全の専門家を含めるべき	・本事業は山岳トイレし尿処理技術の実証を目的としているので、技術中心のメンバーで構成されているが、自然環境の知識を持つ方も含めている
P.10 下から1行目	・「他の技術評価・実証事業等による評価・実証を受けていないこと」とあるが、受けていてもいなくても関係ないのでは	・これまで実証を受けていない技術を本モデル事業では対象とする

P.11	・実証試験による周辺自然	・周辺の環境調査を実施
P.15	・環境への汚染防止に配慮すべき	・周辺の環境調査を実施
P.17	・客観的な根拠を持った項目にしてほしい	・客観的な根拠によって検討
P.18 の4	・実証機関は、実証技術として選定された装置を購入すべきだし、試験終了後の撤去は費用の無駄	・本モデル事業は、本要領の目的にあるとおり、“ 実用化段階にある・・・技術を客観的に実証し、情報公開する ” ことであり、“ 環境保全と環境産業の発展を促す ” ことにある。ただし、仮に実証機関が購入を希望した場合は、購入を妨げるものではない。
P.19 の1	・新設の場合、申請者が実証試験地を選定できるのか	・ の「1.試験場所」の記載のとおり
P.19 の3	・試験場所の選定は申請者主体で限界、実証機関が主体的にしてほしい	
P.19	・国の補助金を受けた施設も対象となるのか	・対象となりうる
P.23	・同一の処理技術で複数の申請者がでてきてもいいか	・複数の申請者が出てかまわない
P.25	・実証試験計画は実際には実証申請者がつくることになるでは	・ の「3.実証試験計画の策定」の記載のとおり
	・パブリックコメントの募集期間は最低でも1ヵ月は必要	・参考とさせていただきます